



飯野文書解説

猪俣金五郎

一三、地頭(承明)
大体的意味を取れば、
(昭和三十二年の幕府の命令に
よると、飯野を關東すれば
別扱いとして三年間は無税
とし、其の後は、雑税を課
さすに、一町歩について納
十反(約六貫文程度)を
納める規定である。地頭の
泰隆は三町歩の關東地を有
するので、寶治年間以後の
田租を納めるべきだと、預
府は預府を勝ちとして、既
所の光泰が言へば、泰隆は
あれは地頭の別扱ひの分
であるから、預府が干渉(い)
ろ)すべき筋合ひのもの
點については、十分な解説の
出ないのが残念であるが、
其の部分を探ると、
泰隆が諸國用布の諸國
國旗布の間は奥布可べん
濟之由申之泰隆亦諸國禁止
準布之後者以代錢べん濟之
間任通例可べん錢貨之旨陳
之
「要に光泰則ち、諸國準布
(じゆんぶ)を用いるの時
當國は奥布(おくぬい)を
濟すの間、奥布を以てべ
ん濟すべき由之を申す、
泰隆亦、諸國準布を止めら
るゝの後は、代錢を以てべ
ん濟するの間、通例に任か
せ、錢貨をべんすべき旨
之を陳す」
「奥布」と言うのは、奥布地
方産の布の事であるし、「準
布」については前に述べて置
いた通り、布を納める事を原
則としながら、錢の代納を認
める制度で、此の時より四十
五年前の幕府一年に廢止さ
れているものである。所が、
領所の方では、以前は奥布産
の布で納める習慣であつたが
ら、此の未納分と同様な方法
で納めるに至つたと言ふし、
地頭の方では、時代が變つて
準布の制は廢止されたのだが
ら、錢貨で納めるのが當然だ
と言ふのらしい。これを見る
と、當時は奥布の方が領所
としては得であり、従つて地
頭としては損になる動向であ
つたのだらう。此の納入法に
ついては、地頭の言ひ分は道
理があるとして、幕府は、泰
隆の願を立てる事も忘れては
ない。

失業者はわづかに十名

市の生活扶助者種別調査にみる

平市役所社会課ではこのほど
生活扶助者のうち二百六十五
世帯の種別調査を行ったが、
右に示すと引揚者六〇、職災
者二八、遺族八〇、一般貧
困八七と云ふ数字が表はれた
一方扶助を受ける原因は一〇
三名かきかきで無収入、
また収入不足が七名で、つ
いで疾病が四三名、失業者が
つかゝ〇名だつた。なおこの
うちには白米を喰へて芝居通
いをする扶助者もいよいよ
見受けられるので近くいっせ
い調査を實施する。

チップス注射
日割

十六日から市内
は三ヶ所で行な
市のチップス注射は十六
日から市内三ヶ所で行なつ
て決定、區歌および日割を
つきの如く決めた。
十六、二十三、三十日平
市公會堂(長福町)古研町
紺屋町 一丁目、二百、二
材木町 一丁目、二百、二
十三日 同(田町) 三百、
四丁目 本福小路 一、九
十月 同(上中下平通)

酒井小野

兩氏當選

郡選出の縣會議員は酒
井良平(大連)小野庄一(田
人)兩氏が無競争で當選した

助役の缺員

また三村
川前など収入役
すらまだ未決定
郡下三十一ヶ町村のうち小川
川前、水戸の三ヶ町村は助役缺
員中で既に川前村の如きは收
入役まで決らぬ始末である。
町村長公選後半後半を過ぎた現
在のまゝであることは甚だ

お茶も配給制度に

年間一人當の割當量は四十双
茶がその割當量の不足から輸
出向の確保も困難を不上下に
地域的に偏在しているのに鑑
み茶供給制限規則を制定、生
産から家庭配給まで一切統制
切符制による割當配給を實施
することに決めたが、實際時
期は来月からの予定、なお十
月からは明年十月までの年間一
人當り割當配給量は四十双の
額である。

妊婦減つて

出生が増加
市の八月における妊婦減出
は九十一件で七月にくらば十
三件の減、一方出生は八月
百八件で七月にくらば二件に
三十九件の増を示した

同窓会員に告ぐ

この度公認の同窓会をかねて同窓會を開催致します、同牛
徒作品の展覧會を催しますから是非御出席下さいませ
會場 平市公會堂日本間
時日 九月二十一日(月)午前八時
(作品展覧會は當日限りです)
一般の方の御來場は午前十時から四時迄
公認三浦洋裁女學院
三浦幸子
平市仲町一番地電話九〇七番

同窓會員に告ぐ

當社長長男佐藤孝藏(昭和三十二年九月十五日)
於て職務死致候
御届出願ニ御交際ヲ深謝シ謹言申候
御遺骸ハ來ル九月十八日午後一時迄社長宅ニ於テ
テ執行仕候
昭和三十二年九月十五日
全會書記 佐藤 鐵工 研

同窓會員に告ぐ

長男孝藏 昭和三十二年九月十五日
於て職務死致候
御届出願ニ御交際ヲ深謝シ謹言申候
御遺骸ハ來ル九月十八日午後一時迄社長宅ニ於テ
テ執行仕候
昭和三十二年九月十五日
平市月見町
親類代 佐藤 源吉
友人代 柴田 德二